

高齢者虐待対応マニュアル



長 崎 県

<目次>

I 高齢者虐待防止法と行政の役割

1 高齢者虐待防止法の概要	
(1) 高齢者虐待防止法の趣旨	1
(2) 高齢者虐待の考え方について	1
(3) 虐待防止法の定義に該当する場合	1
(4) 虐待防止法による定義	2
(5) 養護者による高齢者虐待類型	3
(6) 養介護事業者等による高齢者虐待類型	4
2 市町村の役割	
(1) 法的義務	5
(2) 法的権限	8
(3) 行政の責任	8
3 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	
(1) 基本的な視点	9

II 養護者による高齢者虐待への対応

1 概要	
2 初動期段階	
(1) 相談・通報・届出への対応	13
(2) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定	17
(3) 行政権限の行使等	17
(4) 高齢者の保護	18
(5) 成年後見制度の市町村長申立	22
3 対応段階	
(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理	22
(2) 対応段階の評価会議	24
4 終結段階	
5 養護者（家族等）への支援	26
(1) 養護者（家族等）支援の意義	26
(2) 家族関係の回復・生活の安定	26

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	
(1) 相談・通報等	26
(2) 事実確認	28
(3) 虐待対応ケース会議の開催	30
(4) 改善計画	30
(5) 評価会議・モニタリング	31
(6) 終結	31
(7) 市町村から都道府県への報告	31
(8) 身体拘束に対する考え方	32
参考資料	33